

檜葉町 訪問型サービス(独自)サービスコード表

宿業町 訪問型サービス(独自)サービスコード表							黄色→変更または新設 灰色→廃止			
サービスコード 種類 項目		サービス内容略称		算定項目				合成 単位数	算定単位	
A2	1111	訪問型独自サービス 11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	1週に1回程度の場合			1,176	1月につき		
A2	2111	訪問型独自サービス 11日割			日割の場合 ÷30.4日	39単位	39	1日につき		
A2	1211	訪問型独自サービス 12		1週に2回程度の場合			2,349	1月につき		
A2	2211	訪問型独自サービス 12日割			日割の場合 ÷30.4日	77単位	77	1日につき		
A2	1321	訪問型独自サービス 13		1週に2回を超える程度の場合			3,727	1月につき		
A2	2321	訪問型独自サービス 13日割			日割の場合 ÷30.4日	123単位	123	1日につき		
A2	2411	訪問型独自サービス 21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の訪問型サービスである場合			287単位	287	1回につき	
A2	2511	訪問型独自サービス 22		(一)所要時間20分以上45分未満の場合		179単位	179			
A2	2621	訪問型独自サービス 23		(二)所要時間が45分以上である場合		220単位	220			
A2	1411	訪問型独自短時間サービス		(3)短時間の身体介護が中心である場合(20分未満)			163単位	163		
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 11	虐待の発生又はその再発防止するための措置が講じられていない場合	イ 1月当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	12単位 減算		-12	1月につき	
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 11日割				日割の場合 ÷30.4日	1単位 減算	-1	1日につき	
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 12			(2)1週に2回程度の場合	23単位 減算		-23	1月につき	
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 12日割				日割の場合 ÷30.4日	1単位 減算	-1	1日につき	
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 13		(3)1週に2回を超える程度の場合	37単位 減算		-37	1月につき		
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 13日割			日割の場合 ÷30.4日	1単位 減算	-1	1日につき		
A2	C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 21		ロ 標準的な内容の訪問型サービスである場合	(1)標準的な内容の訪問型サービスである場合		3単位 減算	-3	1回につき	
A2	C217	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 22			(2)生活援助が中心である場合		(一)所要時間20分以上45分未満の場合	2単位 減算		-2
A2	C218	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 23			(二)所要時間が45分以上である場合		2単位 減算	-2		
A2	C219	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 短時間			(3)短時間の身体介護が中心である場合(20分未満)		2単位 減算	-2		
A2	D211	訪問型独自業務継続計画未策定減算 11	業務継続計画が未策定の場合	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	12単位 減算		-12	1月につき	
A2	D220	訪問型独自業務継続計画未策定減算 11日割				日割の場合 ÷30.4日	1単位 減算	-1	1日につき	
A2	D212	訪問型独自業務継続計画未策定減算 12			(2)1週に2回程度の場合	23単位 減算		-23	1月につき	
A2	D213	訪問型独自業務継続計画未策定減算 12日割				日割の場合 ÷30.4日	1単位 減算	-1	1日につき	
A2	D214	訪問型独自業務継続計画未策定減算 13		(3)1週に2回を超える程度の場合	37単位 減算		-37	1月につき		
A2	D215	訪問型独自業務継続計画未策定減算 13日割			日割の場合 ÷30.4日	1単位 減算	-1	1日につき		
A2	D216	訪問型独自業務継続計画未策定減算 21		イ 1回当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の訪問型サービスである場合		3単位 減算	-3	1回につき	
A2	D217	訪問型独自業務継続計画未策定減算 22			(2)生活援助が中心である場合		(一)所要時間20分以上45分未満の場合	2単位 減算		-2
A2	D218	訪問型独自業務継続計画未策定減算 23			(二)所要時間が45分以上である場合		2単位 減算	-2		
A2	D219	訪問型独自業務継続計画未策定減算 短時間			(3)短時間の身体介護が中心である場合(20分未満)		2単位 減算	-2		
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算 1	事業所と同一建物の利用者等 にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の	10% 減算	1月につき		
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合		所定単位数の	15% 減算			
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		同一建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合		所定単位数の	12% 減算			
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算			所定単位数の	15% 加算	1月につき		
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割				所定単位数の	15% 加算	1日につき		
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数				所定単位数の	15% 加算	1回につき		
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算			所定単位数の	10% 加算	1月につき		
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割				所定単位数の	10% 加算	1日につき		
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数				所定単位数の	10% 加算	1回につき		
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の	5% 加算	1月につき		
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割				所定単位数の	5% 加算	1日につき		
A2	8112	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数				所定単位数の	5% 加算	1回につき		
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算		200単位 加算		200			
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)		100単位 加算	100	1月につき		
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)		200単位 加算	200			
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算 ※1月に1回を限度		50単位 加算		50	1回につき		
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数の	245/1000 加算	1月につき		
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数の	224/1000 加算			
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)		所定単位数の	182/1000 加算			
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)		所定単位数の	145/1000 加算			
A2	6381	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ1		(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)	(一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)		所定単位数の	221/1000 加算		
A2	6382	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ2			(二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)		所定単位数の	208/1000 加算		
A2	6383	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ3			(三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)		所定単位数の	200/1000 加算		
A2	6384	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ4			(四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)		所定単位数の	187/1000 加算		
A2	6385	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ5			(五)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)		所定単位数の	184/1000 加算		
A2	6386	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ6			(六)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)		所定単位数の	163/1000 加算		
A2	6387	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ7			(七)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)		所定単位数の	163/1000 加算		
A2	6388	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ8			(八)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)		所定単位数の	158/1000 加算		
A2	6389	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ9			(九)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9)		所定単位数の	142/1000 加算		
A2	6390	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ10			(十)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10)		所定単位数の	139/1000 加算		
A2	6391	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ11	(十一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11)		所定単位数の	121/1000 加算				
A2	6392	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ12	(十二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12)		所定単位数の	118/1000 加算				
A2	6393	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ13	(十三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13)		所定単位数の	100/1000 加算				
A2	6394	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ14	(十四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14)		所定単位数の	76/1000 加算				

【参考】※業務継続計画未策定減算については、令和7年4月1日から運用する。

檜葉町 通所型サービス(独自)サービスコード表

黄色→変更または新設
灰色→廃止

サービスコード 種類 項目		サービス内容略称	算定項目					合成 単位数	算定単位		
A6	1111	通所型独自サービス 11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1			1,798単位	1,798	1月につき		
A6	1112	通所型独自サービス 11日割		日割の場合 ÷30.4日			59単位	59	1日につき		
A6	1121	通所型独自サービス 12		事業対象者・要支援2			3,621単位	3,621	1月につき		
A6	1122	通所型独自サービス 12日割		日割の場合 ÷30.4日			119単位	119	1日につき		
A6	1113	通所型独自サービス 21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	※1月の中で全部で4回まで		436単位	436	1回につき		
A6	1123	通所型独自サービス 22		事業対象者・要支援2	※1月の中で全部で8回まで		447単位	447			
A6	C211	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算 11	虐待の発生又はその再発防止するための措置が講じられていない場合	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1		18単位 減算	-18	1月につき		
A6	C212	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算 11日割			日割の場合 ÷30.4日	1単位 減算	-1	1日につき			
A6	C213	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算 12		事業対象者・要支援2		36単位 減算	-36	1月につき			
A6	C214	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算 12日割			日割の場合 ÷30.4日	1単位 減算	-1	1日につき			
A6	C215	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算 21		ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1		4単位 減算	-4	1回につき		
A6	C216	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算 22			事業対象者・要支援2		4単位 減算	-4			
A6	D211	通所型独自業務継続計画未策定減算 11	業務継続計画が未策定の場合	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1		18単位 減算	-18	1月につき		
A6	D212	通所型独自業務継続計画未策定減算 11日割			日割の場合 ÷30.4日	1単位 減算	-1	1日につき			
A6	D213	通所型独自業務継続計画未策定減算 12		事業対象者・要支援2		36単位 減算	-36	1月につき			
A6	D214	通所型独自業務継続計画未策定減算 12日割			日割の場合 ÷30.4日	1単位 減算	-1	1日につき			
A6	D215	通所型独自業務継続計画未策定減算 21		ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1		4単位 減算	-4	1回につき		
A6	D216	通所型独自業務継続計画未策定減算 22			事業対象者・要支援2		4単位 減算	-4			
A6	8110	通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者にサービスを提供する場合				所定単位数の 5% 加算		1月につき		
A6	8111	通所型独自サービス中山間地域等加算日割					所定単位数の 5% 加算		1日につき		
A6	8112	通所型独自サービス中山間地域等加算回数					所定単位数の 5% 加算		1回につき		
A6	6105	通所型独自サービス同一建物減算 1	事業所と同一の建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1		376単位 減算	-376	1月につき		
A6	6106	通所型独自サービス同一建物減算 2			要支援2		752単位 減算	-752			
A6	6207	通所型独自サービス同一建物減算 3		ロ 1月当たりの回数を定める場合				94単位 減算	-94	1回につき	
A6	5612	通所型独自送迎減算	事業所が送迎を行わない場合				47単位 減算	-47	片道につき		
A6	5010	通所型独自生活上グループ活動加算	ハ 生活機能向上グループ活動加算				100単位 加算	100	1月につき		
A6	6109	通所型独自サービス若年性認知症受入加算	ニ 若年性認知症利用者受入加算				240単位 加算	240			
A6	6116	通所型独自サービス栄養アセスメント加算	ホ 栄養アセスメント加算				50単位 加算	50			
A6	5003	通所型独自サービス栄養改善加算	ヘ 栄養改善加算				200単位 加算	200			
A6	5004	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅰ	ト 口腔機能向上加算	(1)口腔機能向上加算(Ⅰ)			150単位 加算	150			
A6	5011	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ		(2)口腔機能向上加算(Ⅱ)			160単位 加算	160			
A6	6310	通所型独自一体的サービス提供加算	チ 一体的サービス提供加算				480単位 加算	480	1月につき		
A6	6011	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ1	リ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1		88単位 加算	88			
A6	6012	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ2			事業対象者・要支援2		176単位 加算	176			
A6	6107	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ1		(2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1		72単位 加算	72			
A6	6108	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ2			事業対象者・要支援2		144単位 加算	144			
A6	6103	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ1		(3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1		24単位 加算	24			
A6	6104	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ2			事業対象者・要支援2		48単位 加算	48			
A6	4001	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ヌ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)		※3月に1回まで	100単位 加算	100	1回につき		
A6	4002	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)			200単位加算	200			
A6	6200	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ	ル 口腔・栄養スクリーニング加算	(1)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)		※6月に1回まで	20単位 加算	20	1回につき		
A6	6201	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ		(2)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)		※6月に1回まで	5単位 加算	5			
A6	6311	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算	ヲ 科学的介護推進体制加算				40単位 加算	40	1月につき		
A6	6100	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	フ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)			所定単位数の 92/1000 加算				
A6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)			所定単位数の 90/1000 加算				
A6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)			所定単位数の 80/1000 加算				
A6	6380	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)			所定単位数の 64/1000 加算				
A6	6381	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ1		(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)	(一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)		所定単位数の 81/1000 加算				
A6	6382	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ2				(二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)		所定単位数の 76/1000 加算			
A6	6383	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ3				(三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)		所定単位数の 79/1000 加算			
A6	6384	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ4				(四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)		所定単位数の 74/1000 加算			
A6	6385	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ5				(五)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)		所定単位数の 65/1000 加算			
A6	6386	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ6				(六)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)		所定単位数の 63/1000 加算			
A6	6387	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ7				(七)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)		所定単位数の 56/1000 加算			
A6	6388	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ8				(八)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)		所定単位数の 69/1000 加算			
A6	6389	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ9				(九)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9)		所定単位数の 54/1000 加算			
A6	6390	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ10				フ 介護職員等処遇改善加算	(十)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10)			所定単位数の 45/1000 加算	
A6	6391	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ11					(十一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11)			所定単位数の 53/1000 加算	
A6	6392	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ12					(十二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12)			所定単位数の 43/1000 加算	
A6	6393	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ13					(十三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13)			所定単位数の 44/1000 加算	
A6	6394	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ14					(十四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14)			所定単位数の 33/1000 加算	

【参考】※業務継続計画未策定減算については、令和7年4月1日から運用する。

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成	算定単位
種類	項目		算定数				単位数	
A6	8001	通所型独自サービス11・定超	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798単位	定員超過の場合 × 70%	1,259	1月につき
A6	8002	通所型独自サービス11日割・定超					59単位	41
A6	8011	通所型独自サービス12・定超		事業対象者・要支援2	3,621単位		2,535	1月につき
A6	8012	通所型独自サービス12日割・定超			119単位		83	1日につき
A6	8003	通所型独自サービス 21・定超	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	※1月の中で全部で4回まで	436単位	305	1回につき
A6	8013	通所型独自サービス 22・定超		事業対象者・要支援2	※1月の中で全部で8回まで	447単位	313	

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード 種類 項目		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定単位
A6	9001	通所型独自サービス 11・人欠	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798単位	看護・介護職員が 欠員の場合 × 70%	1,259	1月につき
A6	9002	通所型独自サービス 11日割・人欠			59単位		41	1日につき
A6	9011	通所型独自サービス 12・人欠		事業対象者・要支援2	3,621単位		2,535	1月につき
A6	9012	通所型独自サービス 12日割・人欠			119単位		83	1日につき
A6	9003	通所型独自サービス 21・人欠	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	※1月の中で全部で4回まで	436単位	305	1回につき
A6	9013	通所型独自サービス 22・人欠		事業対象者・要支援2	※1月の中で全部で8回まで	447単位	313	

【参考】※業務継続計画未策定減算については、令和7年4月1日から運用する。

檜葉町 介護予防ケアマネジメントサービスコード表

黄色→変更または新設

灰色→廃止

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定単位
種類	項目							
AF	2111	介護予防ケアマネジメント費	イ 介護予防ケアマネジメント費			442単位	442	1月につき
AF	2112			高齢者虐待防止措置未実施減算 4単位減算			438単位	
AF	2113			高齢者虐待防止措置未実施減算 4単位減算	業務継続計画未策定減算 4単位減算	434単位	434	
AF	2114				業務継続計画未策定減算 4単位減算	438単位	438	
AF	4001	介護予防ケア初回加算	ロ 新規に介護予防サービス計画を作成する 利用者に介護予防支援を行った場合			300単位 加算	300	
AF	6131	介護予防委託連携加算	ハ 指定居宅介護支援事業所に利用者の情報を 提供した場合			300単位 加算	300	

※業務継続計画未策定減算については、令和7年4月1日から運用する。